

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、市が定める基準に該当する方は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）をお持ちでなくても、税法上の「障害者控除」を受けることができます。

ただし、市が発行する認定書が必要となりますので、介護福祉課高齢福祉係まで申請手続にお越しく下さい。（※基準を満たさない場合は、認定書を発行できない場合があります。）

◇**対象者** 市に在住する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

- ◆障害者手帳に準ずる障害をお持ちの方
- ◆食事・排泄等の日常生活に何らかの介護が必要な方
- ※「特別障害者」に該当する障害者手帳（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）をお持ちの方は、申請不要です。
- ※「特別障害者」に該当しない障害者手帳をお持ちの方でも、市の認定書により「特別障害者」の控除を受けられる場合があります。

◇**障害者控除額** （所得から控除される金額）

控除区分	所得税(国税)	住民税(市・県民税)
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円 ★同居加算35万円あり	30万円 ★同居加算23万円あり



◇**申請に必要なもの**

- ①介護保険被保険者証 ②申請者の印鑑 ③申請者の本人確認できるもの
- ※ 認定書は、約1週間後に送付します。
- ※ 「障害者控除」を受ける場合には、毎年申請していただく必要があります。

◇**申し込み・問い合わせ** 介護福祉課高齢福祉係 ☎0738-23-5851

市役所税務課による申告相談について

税務課では、下記の日程で市民税・県民税申告相談、所得税確定申告相談を実施します。
なお、申告相談の詳細については、広報ごぼう2月号でお知らせします。

◇**申告相談日程**

日 時	対象地区	場 所
2月18日(月)・19日(火) 9:00~15:30	藤田地区 野口地区	市役所3階 会議室
2月20日(水)~22日(金) 9:00~15:30	名田地区	
2月25日(月)・26日(火) 9:00~15:30	塩屋地区	
2月27日(水)・28日(木) 9:00~15:30	湯川地区	
3月 1日(金)~14日(木) 9:00~15:30 ※土・日曜日を除く。	市内全域	
3月15日(金) 9:00~12:00		

昨年度まで実施していた出張相談は廃止となります。



◇**問い合わせ** 税務課市民税係 ☎0738-23-5504